川崎市旅館業等建設対策協議会要綱

（目的及び設置）

第１条　旅館、興行場及び公衆浴場の建設については、近時、地域住民から善良な住宅環境の侵害を理由として、開設阻止の住民運動が展開される実情にかんがみ、本問題について関係部局と協議することにより、本市における当該行政の適正執行を図るため、川崎市旅館業等建設対策協議会（以下「協議会」という。）を置く。

（協議事項）

第２条　協議会は、次に掲げる事項について協議する。

⑴　旅館の建設による旅館業法第３条第３項各号に掲げる施設の清純な施設環境への影響に関すること。

⑵　旅館、興行場及び公衆浴場の建設に関する意見及び照会に関すること。

⑶　関係法令の運用及びその調整に関すること。

（組織）

第３条　協議会は、別表の職にあるものをもって組織する。

２　協議会に会長及び副会長を置き、会長は健康福祉局保健所長を、副会長は健康福祉局保健医療政策部生活衛生担当課長をもってあてる。

（会議）

第４条　会議は、会長が必要に応じて招集し、その議長となる。

２　副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

（関係職員の出席）

第５条　協議会は、協議のため必要があると認めるときは、関係職員の出席を求め、説明又は意見を聞くことができる。

（庶務）

第６条　協議会の庶務は、健康福祉局保健医療政策部生活衛生担当において処理する。

（委任）

第７条　この要綱に定めるもののほか、協議会の運営について必要な事項は、会長が協議会にはかって定める。

附　則

この要綱は、昭和４７年８月１８日から施行する。

附　則

この改正要綱は、平成３年５月２日から施行する。

附　則

この改正要綱は、平成７年４月１日から施行する。

附　則

この改正要綱は、平成９年４月１日から施行する。

附　則

この改正要綱は、平成１０年５月１日から施行する。

附　則

この改正要綱は、平成１１年４月１日から施行する。

附　則

この改正要綱は、平成１６年４月１日から施行する。

附　則

この改正要綱は、平成１７年４月１日から施行する。

附　則

この改正要綱は、平成２０年４月１日から施行する。

附　則

この改正要綱は、平成２１年４月１日から施行する。

附　則

この改正要綱は、平成２２年４月１日から施行する。

附　則

この改正要綱は、平成２４年４月１日から施行する。

附　則

この改正要綱は、平成２５年４月１日から施行する。

附　則

この改正要綱は、平成２６年４月１日から施行する。

附　則

この改正要綱は、平成２８年４月１日から施行する。

附　則

この改正要綱は、令和２年４月１日から施行する。

附　則

この改正要綱は、令和４年４月１日から施行する。

別　表

健康福祉局	保健所長
	保健医療政策部生活衛生担当課長
こども未来局	青少年支援室担当課長〔施設指導・調整〕
	こども支援部こども保健福祉課長
	保育事業部保育第１課長
まちづくり局	指導部建築審査課長
建設緑政局	緑政部みどりの保全整備課長
教育委員会事務局	教育環境整備推進室担当課長〔計画推進〕